

# 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画

朝 霞 市

平成 2 6 年 1 1 月

(平成 3 0 年 1 2 月改定)

# 目 次

## 第 1 はじめに

- 1 背景 . . . . . 1
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成 . . . . . 2

## 第 2 対策の基本方針

- 1 目的及び基本的な考え方 . . . . . 4
- 2 実施上の留意点 . . . . . 5
- 3 発生時の被害想定等 . . . . . 6
- 4 役割分担 . . . . . 7
- 5 発生段階 . . . . . 9
- 6 行動計画の主要 6 項目 . . . . . 10
- 7 緊急事態宣言時の措置 . . . . . 17

## 第 3 発生段階別の対応

- 1 未発生期 . . . . . 20
- 2 海外発生期 . . . . . 23
- 3 市内未発生期(国内発生早期) . . . . . 25
- 4 市内(県内)発生期 . . . . . 28
- 5 市内感染拡大期 . . . . . 31
- 6 小康期 . . . . . 35

## 第 4 対策項目と対応部署

- 1 未発生期における具体的対策、対応部署 . . . . . 37
- 2 海外発生期～市内感染拡大期における対策項目一覧 . . . . . 39
- 3 小康期における対策項目一覧 . . . . . 42
- 別紙 新型インフルエンザ等対策フローチャート . . . . . 43

## 参考資料

- 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 . . . . . 44
- 新型インフルエンザ等の基礎知識 . . . . . 46
- 用語解説 . . . . . 52
- 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画 策定の経過 . . . . . 55
- 朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例 . . . . . 56
- 朝霞市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱 . . . . . 57
- 朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱 . . . . . 58
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法 . . . . . 60

# 第 1 はじめに

## 1 背景

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで10年から40年に1回程度、型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人が免疫を持っていないため、世界的に大流行(パンデミック<sup>\*12</sup>)し、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じる可能性がある。

厚生労働省は、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実にを行うため、「WHO世界インフルエンザ事前対策計画(WHO Global Influenza Preparedness Plan)」(平成17年5月)に準じて、同年11月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各省庁や自治体を実施する具体的な対応策を定めた。これを受けて、埼玉県では、同年11月に他の都道府県に先駆けて「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定している。

その後、平成20年5月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び検疫法(昭和26年法律第201号)が改正された。また、平成21年2月には、その後の科学的知見を踏まえて国の行動計画が抜本的に見直された。

こうした中、同年4月に新型インフルエンザ<sup>\*5</sup>(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的な大流行(パンデミック)となった。

我が国においても、同年5月に国内で初の感染者が確認され、1年余で約2千万人がり患したと推計された。しかし、この新型インフルエンザ(A/H1N1)の特徴は季節性インフルエンザと類似する点が多く、国ではその対応に当たり、行動計画等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととして、基本的対処方針やその運用指針等が示された。

その後、重症度に応じた柔軟な対策が実施できるよう、県は平成23年2月、国は平成23年9月に、それぞれ新型インフルエンザ対策行動計画を見直した。

また、平成26年1月に県が、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したことを受け、同年11月に朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。

さらに、平成30年4月に、市の行政組織機構改革を行ったことを踏まえ、同年12月に朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定した。

## 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

平成25年4月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

この特措法は、病原性\*14が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様な危険性があり、社会的影響が大きい新感染症\*6が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と併せて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっている。

### (2) 行動計画の作成

国では、特措法第6条に基づき平成25年6月7日に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成し、県は、特措法第7条の規定により、政府行動計画に基づき、平成26年1月に「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

市は、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき、「朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成するものである。

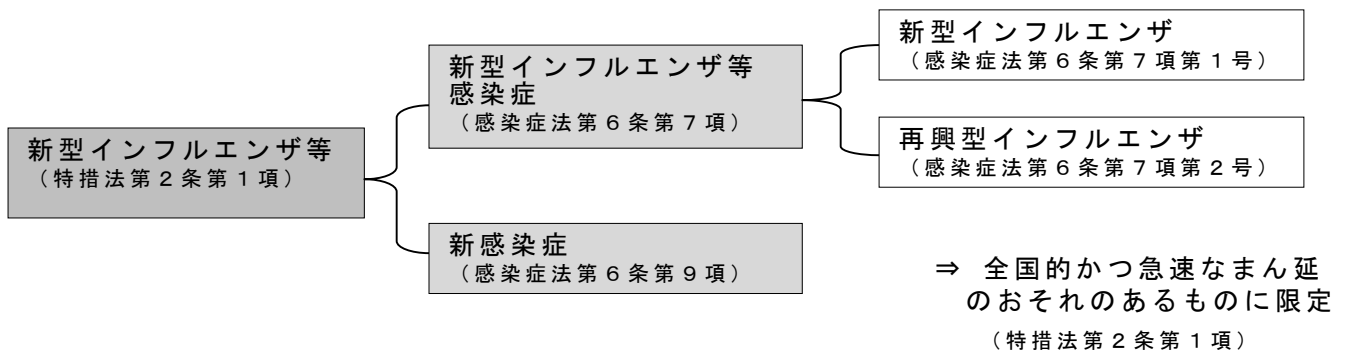
市行動計画は、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定めるものである。

### (3) 行動計画の対象

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



なお、鳥インフルエンザ\*10（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案とし、市行動計画の参考として**国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策**（44～45頁）で示す。

#### （４） 行動計画の見直し及び検証等

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画及び県行動計画が見直された場合などは、必要に応じて適時適切に市行動計画の変更を行う。

## 第2 対策の基本方針

### 1 目的及び基本的な考え方

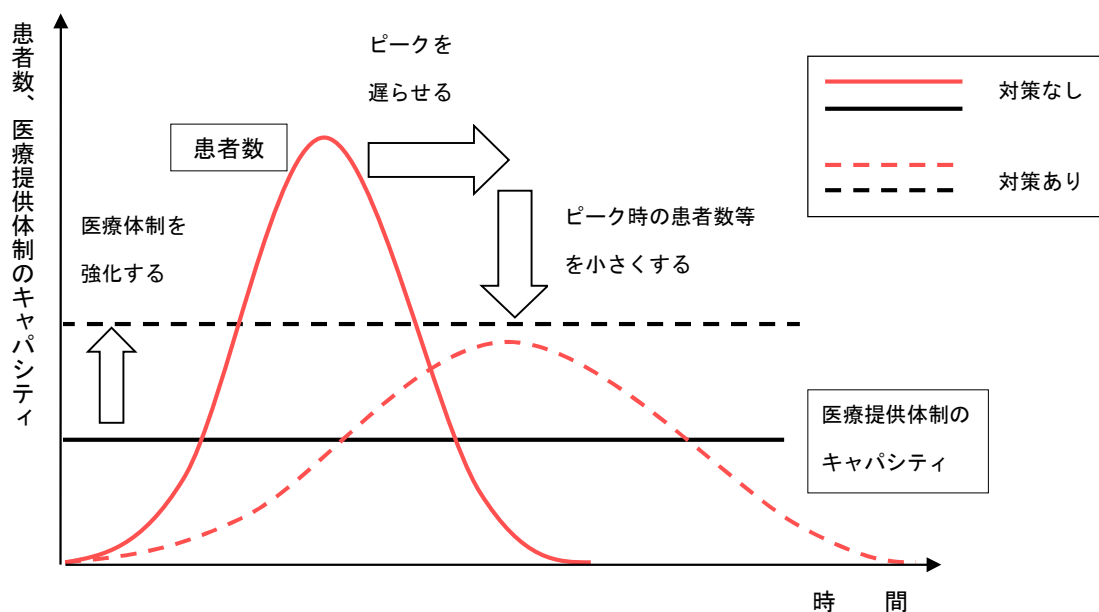
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国やそして本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがかり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、「**感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること**」及び「**市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること**」の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

<対策の効果（概念図）>



## 2 実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した際に対策を実施する場合においては、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が講じる以下の措置について、市は必要に応じてそれに協力する。なお、実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づき行うこととし、その制限は必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- ・ 医療関係者への医療等の実施の要請・指示（特措法第31条）
- ・ 不要不急の外出の自粛要請（特措法第45条）
- ・ 学校、興行場等の使用等制限等の要請・指示（特措法第45条）
- ・ 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）
- ・ 緊急物資の運送等（特措法第54条）
- ・ 特定物資の売渡しの要請等（特措法第55条）

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬<sup>\*2</sup>等の対策が有効であるなどにより、緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得るため、どのような場合でも、これらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

朝霞市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）及び新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）は、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する役割を担う。

市対策本部長、県対策本部長及び政府本部長は、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

#### (4) 記録の作成・保存

市は、国が特措法第32条第1項に定める緊急事態宣言を行った段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### 3 発生時の被害想定等

#### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの感染力等）や宿主側の要因（人の免疫状態等）、社会環境などに左右されるものである。また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、り患率<sup>\*16</sup>については、全人口の25%（第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づく）が新型インフルエンザにり患するとし、致命率<sup>\*9</sup>については、アジアインフルエンザ等並みの中程度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国の被害想定を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると下表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

	朝霞市		埼玉県		全国	
医療機関を受診する患者数	約1万5千人～約2万9千人		約75万人～約140万人		約1,300万人～約2,500万人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約600人	約2,300人	約3万人	約11万人	約53万人	約200万人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約190人	約740人	約9,500人	約36,000人	約17万人	約64万人

※ 全国の数値は、米国疾病管理予防センターにより示された推計モデルにわが国の人口構成等の状況をあてはめるなどしたもの。埼玉県の数値は、全国の数値を人口比で按分したものである。朝霞市の数値は平成26年4月1日現在の人口（132,876人）より試算した当初の数値を基に、平成30年10月1日現在の人口（139,822人）を基準とした人口の増加率を掛けて試算。

※ 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮していない。

※ この推計は、必要に応じて適宜見直すことがある。



## (2) 社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

ア 国民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（感染力が消失して）職場に復帰する。

イ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 4 役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示す。

<b>(1) 国</b>
地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。 【新型インフルエンザ等発生前】 <ul style="list-style-type: none"><li>「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進</li></ul> 【新型インフルエンザ等発生時】 <ul style="list-style-type: none"><li>政府の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進</li><li>医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施</li></ul>
<b>(2) 県</b>
特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。 新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

<p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県対策本部等を設置</li> <li>・ 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携</li> <li>・ 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供</li> <li>・ 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進</li> </ul>
<p><b>(3) 市</b></p> <p>住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた判断を行い、国、県等と連携して対策を実施する。また、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活を支援する。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施</li> <li>・ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携</li> </ul>
<p><b>(4) 医療機関</b></p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策</li> <li>・ 必要となる医療資器材の確保</li> <li>・ 診療継続計画の策定</li> <li>・ 地域における医療連携体制の整備</li> </ul> <p><b>【新型インフルエンザ等患者発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携</li> <li>・ 発生状況に応じて医療を提供</li> </ul>
<p><b>(5) 指定（地方）公共機関</b></p> <p>医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ、又は知事が指定する者</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特措法に基づき業務計画を作成</li> </ul> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策を実施</li> <li>・ 国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施</li> </ul>
<p><b>(6) 登録事業者</b></p> <p>医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の指示により臨時に予防接種を実施</li> <li>・ 事業活動の継続</li> <li>・ 発生前から、職場における感染対策の実施</li> <li>・ 重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施</li> </ul>

<b>(7) 一般の事業者</b>
<p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染防止の観点から、一部の事業を縮小</li> <li>・ 多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底</li> </ul>
<b>(8) 市民</b>
<p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生状況や予防接種などの実施されている対策等についての情報を入手</li> <li>・ 外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施</li> </ul>

## 5 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生段階に応じて採るべき対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類した。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要がある。本市では、県の分類に基づき、6つの発生段階を次のとおり定め、その移行については、必要に応じて県と協議の上で、市対策本部が判断する。

市は、市行動計画等で示された対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらに、緊急事態宣言<sup>\*1</sup>がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

### ＜本市行動計画における発生段階＞

国における発生段階	県における発生段階	市行動計画の発生段階	状 態
未発生期	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生期	市内未発生期	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内での発生がない状態
	県内発生早期	市内・県内発生期	市内又は県内・隣接都県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染拡大期	市内感染拡大期	市内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
小康期	小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※ これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。

## 6 行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するため、その目標と活動を（1）実施体制、（2）情報収集、（3）情報提供・共有、（4）予防・まん延防止、（5）医療、（6）市民生活及び市民経済の安定の確保の6項目に分けて立案する。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、留意点等については以下のとおりである。

### （1）実施体制

ア 新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

イ 新型インフルエンザ等が発生した場合、こども・健康部や危機管理室を中心に関係部局の連携を確保しながら、全部局一丸となった取組を行うとともに、国、県、市や事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。また、発生段階が進展した場合には、本市として、全庁的に総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

ウ 政府対策本部長が埼玉県を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、政府の基本的対処方針に基づき、県は対策を検討し実施する。市は、必要に応じて県に協力する。

エ 行動計画の作成等の際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

オ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ等対策を関係部局等が連携、協力して講じるため、市の組織体制に準じて、次のとおり発生段階に応じた全庁的な対応体制を整備する。

## □ 朝霞市新型インフルエンザ等対策本部

国が特措法第32条第1項に定める緊急事態宣言を行った場合、朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年朝霞市条例第35号）に基づき、市長を本部長として設置し、市内での感染拡大を可能な限り防止し、市民の健康被害を最小限にとどめることを目的とする。

### 構 成 員

本 部 長 市 長

副本部長 副市長、教育長

委 員 市長公室長、部長、審議監、危機管理監、議会事務局長、  
監査委員事務局長、会計管理者、朝霞消防署長

### 事 務 局

こども・健康部健康づくり課、危機管理室

### 所 掌 事 務

(1) 新型インフルエンザ等の対策に関する市の施策に係る重要事項を決定し、必要な対策を推進する。

## □ 朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会

平常時から市民生活の安心と安全を図るよう新型インフルエンザ等への総合的な対策を推進する。

### 構 成 員

委 員 長 健康づくり課長

副委員長 危機管理室長

委 員 市長公室、総務部、市民環境部、福祉部、都市建設部、検査室、出納室、上下水道部、議会事務局、学校教育部、生涯学習部、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の各課長級職員

**事務局** こども・健康部健康づくり課、危機管理室

**所掌事務**

- (1) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する行動計画等の策定に関すること。
- (3) その他新型インフルエンザ等対策に関する必要な事項

## (2) 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、国や県が実施するサーベイランス\*4により、いずれの段階においても新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国内外から収集し、効果的な対策に結び付けることが重要である。

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策は、共通の理解の下に、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

### イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。このため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、テレビ、新聞等のマスメディアやインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ウ 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、市は県とともに、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供により、新型インフルエンザ等対策に関し理解を深めてもらい、発生時の市民等の適切な行動につなげる。

特に、児童、生徒等に対しては、学校での集団感染などにより地域における感染拡大の起点となりやすいことから、福祉部やこども・健康部、学校教育部等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

### エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

#### □ 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮

してどのように判断がなされたのか等) や、対策の理由、対策の実施主体を患者等の人権にも配慮しながら明確にする。

提供する情報の内容は、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

#### □ 相談窓口の設置

市は、新型インフルエンザ等発生時、市民からの一般的な相談に応じるための相談窓口<sup>\*8</sup>等を設置し、国が配布するQ & A等を参考に適切な情報提供を行う。

#### □ 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、国、県、市町村及び指定地方公共機関等の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるホームページを開設する。

### オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部又は発生段階に応じて設置された会議で調整を行う。

## (4) 予防・まん延防止

### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

予防・まん延防止は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うものである。

ただし、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行うこととする。

### イ 主な予防・まん延防止

#### □ 個人における対策

海外発生期から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行うため、市は必要に応じてそれに協力する。

□ **地域対策・職場対策**

市内発生早期から、学校における臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や職場における時差出勤の実施など、感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、政府の基本的対処方針に基づき、県が、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うため、市は必要に応じてそれに協力する。なお、施設の使用制限等を円滑に行うため、未発生期においても関係者への周知に努める。

□ **その他**

海外発生期には、その状況に応じた感染症危険情報の提供を行う。

感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図る。

**ウ 予防接種**

□ **ワクチン**

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン<sup>\*15</sup>とパンデミックワクチン<sup>\*13</sup>の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

□ **特定接種**

a **特定接種の概要**

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

b **特定接種の対象となり得る者**

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- (a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」



という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

- (b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、原則として集団的接種により接種を実施することから、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

c 接種順位等

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会(政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会)の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定する。

□ 住民接種

a 臨時接種

特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの住民に接種するため、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

この場合、市は、原則として集団的接種を行うこととし、全住民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

b 新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、住民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療を始め、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととする。

この場合においても、全住民が接種することができる体制の構築を図る。

c 接種順位

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

特定接種以外の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

(a)	医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群(基礎疾患を有する者及び妊婦)
-----	-----------	--

(b)	小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。
(c)	成人・若年者	
(d)	高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。

#### d 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

#### □ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し、決定するとされている。

### (5) 医療

#### ア 医療の目的

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素であり、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

#### イ 発生早期における医療体制の維持・確保

##### □ 医療に関する情報提供等

海外発生期以降の段階では、県が実施する正確かつ迅速な情報提供体制の維持（症例定義や診断・治療に関する情報等の周知、院内感染対策の強化の要請等）、外来・入院医療体制の確保（受入れ可能患者数等の把握、感染症指定医療機関等との調整等）に対し、市は必要に応じて協力する。

##### □ 発生早期の医療体制

発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である。病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、市は必要に応じて協力する。

##### □ 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、

食事の提供、医療機関への移送) や自宅で死亡した患者への対応を行う。

□ **健康相談窓口の設置**

市は、必要に応じて、健康相談窓口を設置し、健康上の問題に関する市民の相談に対応する。

□ **医療機関等との連携**

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県、市を通じた連携だけではなく、医師会・学会等の関係機関のネットワークを活用する。

□ **患者の移送**

感染症法第26条で準用する第19条の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザ等の患者については、県が、その移送体制の整備について責任を持つとともに、原則として県が移送を行う。

感染症法第46条の規定に基づく入院の対象となった新感染症の患者については、感染症法第47条の規定に基づき、県が移送を行う。

県は、上記の患者が増加し、県による移送では対応しきれない場合は、事前に消防機関等と協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制を確立させる。

市は、県が実施するこのような措置に対し、必要に応じて協力する。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

死者や重症者の発生率が高い場合には、急激な感染拡大により、社会・経済的な影響として、従業員本人のり患や家族のり患等によって最大で従業員の40%程度が欠勤することも想定されている。

このため、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の市民生活が維持できるよう、関係者は、特措法に基づき発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を行うことが重要である。

一方、こうした場合、それ以外の不要不急の業務については、感染拡大を防ぎ、社会機能維持に関わる業務を維持する観点から、縮小することも望まれる。

## 7 緊急事態宣言時の措置

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招く恐れがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態宣言を行う。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、

又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者の発生が見込まれる場合において、都道府県の区域を基に指定されることとなる。

市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき、市対策本部を直ちに設置し、政府の基本的対処方針及び市行動計画に基づいて、全庁一体となった対策を推進するとともに、以下の対策を行う。

- 市が新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体における代行、応援等の措置の活用を行う。
- 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。
- 県が政府の基本的対処方針に基づき実施する以下の措置に対し、市は、必要に応じてそれに協力する。
  - ア 新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を柔軟に行う。
  - イ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
  - ウ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育施設等に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請や指示を行う。
  - エ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育施設等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- 市は、住民に対する予防接種については、政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
- 県が必要があると認めるときは、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市が行うこととする。
- 水道事業者である市は、市行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。
- 市は県とともに、市民生活及び市民経済の安定のため、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 市は、県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 市は、県の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行

う。

- 市は、県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- 市は、県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- 市は、国、県及び指定地方公共機関等と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

### 第3 発生段階別の対応

#### 1 未発生期

- ・ 国内外において新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

#### 【目的】

発生に備えて体制の整備を行う。

#### 朝霞市の主な対応

##### (1) 実施体制

- ① 特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を策定し、必要に応じて見直していく。
- ② 埼玉県保健医療政策課、朝霞保健所、埼玉県南西部消防本部（以下、「消防本部」という。）及び他市町村との連絡体制の確保を図る。
- ③ 朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会及び朝霞地区薬剤師会との連絡体制の確保を図る。
- ④ 関係機関及び関係部局と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認や訓練を実施する。

##### (2) 情報収集

- ① 新型インフルエンザ等に関する国内外の情報収集を行う。
- ② 朝霞地区4市での連携を図り、広域的な取組を行う。
- ③ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知する。

##### (3) 情報提供・共有

- ① 情報提供に利用可能な媒体・機関について整理し、広報のあり方を検討する。

#### ≪利用可能な媒体・機関例≫

広報あさか、市ホームページ、フェイスブック、ツイッター、メール配信サービス、市掲示板、電光掲示板、テレビ埼玉データ放送、学校だより、保育園・幼稚園等のお知らせ、朝霞地区医師会、各報道機関等

- ② 季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等）の普及を図る。
- ③ 提供する情報の内容について統一を図り、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ④ 市内の障がい者や外国人等に配慮した情報提供を行う。
- ⑤ 発生前から情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県の発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。
- ⑥ 発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

#### (4) 予防・まん延防止

- ① 個人対策のほか、職場における感染対策について周知を図る。
- ② 国の要請に基づき、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。
- ③ 特措法第28条第4項の規定に基づき、国から特定接種に係る労務又は施設の確保その他の協力を求められた場合は協力する。
- ④ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第1項又は同条第3項に基づき、市民に対し速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ⑤ 朝霞地区医師会及び朝霞保健所管内自治体と連携し、広域的な接種が可能となるよう努める。
- ⑥ 市民に対し、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

#### (5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ① 市として必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画（新型インフルエンザ等編）を策定する。
- ② まん延時における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。
- ③ 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行う。また、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備

する。

- ④ 必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備の整備等を行う。この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は兼ねることができるものとする。
- ⑤ 広報（ホームページ、広報あさか等）を通じ、新型インフルエンザ等の正しい知識の普及・啓発を行う。
- ⑥ 新型インフルエンザ等の発生時に備えた事前の食料、生活必需品等の備蓄の推奨を広報等を通じて啓発する。



## 2 海外発生期

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

### 【目的】

国内発生に備えて体制の整備を行う。

新型インフルエンザ等の国内侵入の状況を注視し、市内発生の遅延と早期発見に努める。

### 朝霞市の主な対応

#### (1) 実施体制

- ① 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、政府が初動対処方針について協議・決定をした場合には、必要に応じて朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会を開催し、情報収集及び対応方針の確認を行うとともに、今後の市の対応策等について協議する。
- ② 消防本部は、埼玉県南西部消防本部新型インフルエンザ危機警戒本部を設置する。

#### (2) 情報収集

- ① 海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県等を通じて必要な情報を収集する。

#### (3) 情報提供・共有

- ① 市民に対し、新型インフルエンザ等の発生状況及び対応状況等を適宜情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。
- ③ 新型インフルエンザ等の一般的な問合せに対応できる相談窓口を設置する。

#### (4) 予防・まん延防止

- ① マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。

- ② 国の決定に基づき、職員に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ③ 特定接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の案内など、接種に必要な情報を提供する。
- ④ 国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種及び予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。
- ⑤ 国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本に、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ① 個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策（流行時の外出自粛、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒、定期的なインフルエンザワクチンの接種）について、改めて市民へ周知する。
- ② 市内感染期には、社会・経済活動の低下や外出制限等が予測されることから、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人一人の協力を得られるよう、想定される事態や望まれる対応等について市民、事業者徹底する。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時に備えた事前の食料、生活必需品等の備蓄の推奨を広報等を通じて啓発する。
- ④ 県からの要請を受け、火葬場の火葬能力を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策物品及び要支援者へ配布する必需品等の確保を図る。

### 3 市内未発生期（国内発生早期）

- ・ 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、本市では発生がない状態

#### 【目的】

市内発生に備えて体制の整備を行う。

#### 朝霞市の主な対応

##### (1) 実施体制

- ① 国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は、必要に応じて朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会を開催し、情報収集及び対応方針の確認を行うとともに、今後の市の対応策等について協議する。
- ② 消防本部は、埼玉県南西部消防本部新型インフルエンザ危機対策本部を設置する。

#### 【緊急事態宣言時の措置】

国が特措法第32条第1項に定める緊急事態宣言を行った場合は、同法第34条に基づき市対策本部を設置する。

##### (2) 情報収集

- ① 国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国・県を通じて必要な情報を収集する。
- ② 市内での新型インフルエンザ等発生の早期把握に努める。

##### (3) 情報提供・共有

- ① 市民に対し、国内外での発生状況と具体的な対策等の情報を速やかに提供する。
- ② 個人レベルでの感染対策や医療機関の受診方法等を周知するほか、職場、学校、事業所等での感染対策についての情報提供を行う。
- ③ 国が配布するQ & Aを参考に、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を図る。

#### 【緊急事態宣言時の措置】

県を区域として緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、市民に対する注意喚起・情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

- ① 政府の基本的対処方針を踏まえて、市は、市民及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員に対して、特定接種を実施する。
- ② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て住民接種を開始する。
- ③ 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

**【緊急事態宣言時の措置】**

県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されているときは、政府の基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ただし、住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

- ① 県が講じる以下の措置について、市は必要に応じてそれに協力する。
  - ・ 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
  - ・ 学校、保育施設等に対し、期間を定めて、施設の使用制限の要請を行う。
  - ・ 学校、保育施設等以外の施設については、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
  - ・ 公共交通機関については、施設制限対象とはしていないが、適切な運送を図るための対策の呼び掛けを行う。
- ② 住民接種については、基本の方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ① 個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策について広報し、周知・徹底を図る。
- ② 食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行

動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

- ③ 新型インフルエンザ等の発生時に備えた事前の食料、生活必需品等の備蓄の推奨を広報等を通じて要請する。
- ④ 新型インフルエンザ等対策物品を公共施設及び要支援者へ配布する。

#### **【緊急事態宣言時の措置】**

- ① 特措法第52条に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態において消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 特措法第59条に基づき、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。  
必要に応じ、市民からの相談窓口・情報集約窓口の充実を図る。

## 4 市内（県内）発生期

・市内又は県内・隣接都県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

### 【目的】

市内での感染拡大をできる限り抑える。

患者に適切な医療を提供する。

感染拡大に備え、体制を整備する。

### 朝霞市の主な対応

#### (1) 実施体制

- ① 朝霞市新型インフルエンザ等対策本部及び対策委員会を開催し、市内発生早期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。
- ② 消防本部は、埼玉県南西部消防本部新型インフルエンザ危機対策本部を開催する。

### 【緊急事態宣言時の措置】

- ① 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき朝霞市新型インフルエンザ等対策本部を直ちに開催する。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づく他の自治体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ③ 市対策本部は、県及び政府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

#### (2) 情報収集

- ① 国・県を通じて、国内外での発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性について、必要な情報を収集する。

#### (3) 情報提供・共有

- ① 市民一人一人が採るべき行動を理解しやすいよう、市の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。  
また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ② 関係機関等との情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。

- ③ 国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。
- ④ 国が配布するQ & Aを参考に、相談窓口で適切な情報提供を行い、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を図る。

#### 【緊急事態宣言時の措置】

市内未発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置を行う。

#### (4) 予防・まん延防止

- ① 県と連携し、以下の措置を行う。
  - ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。

また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。
  - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど、適切な感染対策を講じるよう要請する。
  - ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。
- ② 政府の基本的対処方針を踏まえて、市は、市民及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員に対して、特定接種を実施する。
- ③ 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

### 【緊急事態宣言時の措置】

県を区域として緊急事態宣言がされているときは、政府の基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市内未発生期において緊急事態宣言がなされている場合に講じることとされている措置
- ② 住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種の実施

#### (5) 医療

- ① 国、県及び消防本部と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

#### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ① 引き続き、市内未発生期の対策を実施する。

### 【緊急事態宣言時の措置】

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態において、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ③ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ④ 県からの要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。



## 5 市内感染拡大期

市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

### 【目的】

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
- ・医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

### 朝霞市の主な対応

#### (1) 実施体制

- ① 朝霞市新型インフルエンザ等対策本部及び対策委員会を継続し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。
- ② 消防本部は、埼玉県南西部消防本部新型インフルエンザ危機対策本部を継続する。

### 【緊急事態宣言時の措置】

- ① 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき朝霞市新型インフルエンザ等対策本部を直ちに開催する。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の自治体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ③ 市対策本部は、県及び政府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。
- ④ 状況により、業務継続計画及び計画体制へ移行する。

#### (2) 情報収集

- ① 国内外での発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性について、必要な情報を収集する。

#### (3) 情報提供・共有

- ① 国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。
- ② 学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供

する。

- ③ 関係機関等との情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。
- ④ 国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。
- ⑤ 県の要請に応じ、状況の変化に応じた国のQ & Aの改訂版を参考に、相談窓口で適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を図る。

#### 【緊急事態宣言時の措置】

県を区域として緊急事態宣言がされているときは、政府の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、市内未発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置を行う。

#### (4) 予防・まん延防止

- ① 県と連携し、以下の措置を行う。
  - ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。

また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。
  - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。
  - ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。
- ② 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

### 【緊急事態宣言時の措置】

特措法第32条第1項に定める緊急事態宣言がされているときは、政府の基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市内未発生期において緊急事態宣言がなされている場合に講じることとされている措置
- ② 住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### ・ 医療

- ① 国、県及び消防本部と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

### 【緊急事態宣言時の措置】

特措法第48条第2項の規定により、県が必要があると認めるときは、県と協議の上、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を行う。

#### ・ 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ① 新型インフルエンザ等の流行が収まるまで、各世帯で食料品・生活必需品の備蓄状況を確認し、補充が必要な場合には、十分な感染防止策を講じた上で行き、また、電気、ガス、水道等の消費節減に努めるよう、市民に要請する。
- ② 新型インフルエンザ等の発生による混乱に乗じて起こることが予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発を図る。

### 【緊急事態宣言時の措置】

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態において、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。
- ② 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそ

れがあるときは、国及び県と連携し、市行動計画の定めるところにより適切な措置を講じる。

- ④ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ⑤ 国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。
- ⑥ 国から県を通じて行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。
- ⑦ 国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。

## 6 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状態

### 【目的】

市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 朝霞市の主な対応

#### (1) 実施体制

- ① 国が特措法第32条第5項に定める新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行ったときは、同法第34条に基づく市対策本部の設置を解除する。
- ① 政府対策本部及び県対策本部が継続されている間は、朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会がその事務を引き継ぐ。
- ② 消防本部は、埼玉県南西部消防本部新型インフルエンザ危機対策本部を継続する。

#### (2) 情報収集

- ① 国内外での発生状況について、情報収集を継続する。
- ② 再流行の早期発見に努めるため、学校・保育施設等での集団発生状況の把握を強化する。

#### (3) 情報提供・共有

- ① 流行の第二波に備え、市民、事業所等のほか、市内の外国人等に配慮した情報提供と注意喚起を行う。
- ② 適宜、市内及び国内外の発生・対応状況について、情報提供を行う。
- ③ 関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有の体制を維持し、流行の第二波に備えて流行状況を把握する。
- ④ 状況を見ながら国からの要請に基づいて、相談窓口体制を縮小する。

#### (4) 予防・まん延防止

- ① 市内の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、周知するとともに、まん延防止対策を順次縮小する。
- ② 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種

を進める。

**【緊急事態宣言時の措置】**

特措法第32条第1項に定める緊急事態宣言がされているときは、政府の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ① 必要に応じ、引き続き市民に対し、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。
- ① 要援護者の把握を引き続き行い、必要に応じて可能な支援に努める。
- ② 不足する新型インフルエンザ等対策物品の確保を行う。

**【緊急事態宣言時の措置】**

国、県及び指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

## 第4 対策項目と対応部署

各流行段階における対策項目については、下記のとおりあらかじめ対応する部署を定める。  
 なお、火葬能力等の把握や記載の無い事項については、対策本部・対策委員会において対応する部署を決定する。対策項目については、流行段階に基づき実施するものとする。

### 1 未発生期における具体的対策、対応部署

具体的対策		対応部署	
実施体制	朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会の設置・開催	健康づくり課 危機管理室	
	関係機関との連携	健康づくり課 危機管理室	
	「朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「朝霞市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」の適宜見直し	健康づくり課 危機管理室	
	新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練の実施	健康づくり課 危機管理室	
	消防本部との連絡調整	健康づくり課 危機管理室	
情報収集・情報提供	情報収集	鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する国内外の情報の収集 健康づくり課	
	インフルエンザに関する通常のサーベイランス	患者発生サーベイランス（朝霞保健所管内の定点医療機関における感染症発生動向調査：県公衆衛生担当・朝霞保健所より通知）	健康づくり課
		市内小・中学校の欠席者数・学級閉鎖数等の把握	教育管理課
		市内保育施設、放課後児童クラブの欠席者数・登園自粛等の状況把握	保育課
		市内幼稚園の欠席者数・学級閉鎖数等の把握	保育課
		市内障害者施設の患者数等の把握	障害福祉課
		市内特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホームの患者数等の把握	長寿はつらつ課
	動物におけるインフルエンザのサーベイランス	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（家きん）におけるインフルエンザのサーベイランス	産業振興課
		環境省が実施する野鳥サーベイランスへの協力及び鳥類をはじめとする動物の異常死の状況把握	環境推進課
	情報提供	広報・ホームページ・駅前電光掲示板・防災無線の対応 健康づくり課 シティ・プロモーション課	
予防・まん延防止	感染防止策、各段階における情報提供内容・媒体の検討	健康づくり課	

市民生活及び市民経済 の安定の確保	まん延時における在宅の高齢者、障害者等への生活支援等の検討	長寿はつらつ課 障害福祉課
	対策用品の管理・調達	健康づくり課
	火葬場の火葬能力及び一時的遺体安置施設の把握・検討	対策本部

(共通の対策)



## 2 海外発生期～市内感染拡大期における対策項目一覧

対策項目		流行段階				対応部署
		海外発生期	市内未発生期 (国内発生 早期)	市内・県内 発生期	市内感染 拡大期	
具体的対策		適用の目安				
実施体制	対策委員会の設置・開催	○	○	○	○	健康づくり課 危機管理室
	対策本部の設置・開催	—	○	○	○	健康づくり課 危機管理室
	関係機関との連携	○	○	○	○	関係部局
	県の要請業務への協力	—	○	○	○	関係部局
	業務継続計画体制への移行・その継続	—	—	○	○	全庁
情報収集・情報提供	未発生期から実施している各種サーベイランス	○	○	○	○	健康づくり課 保育課 教育管理課 長寿はつらつ課 障害福祉課 産業振興課 環境推進課
	埼玉県・近隣市町との発生動向の情報共有	○	○	○	○	健康づくり課
	国内外の発生状況や対策の情報提供、住民への注意喚起	○	○	○	○	健康づくり課
	市内における流行状況の公表	—	—	○	○	健康づくり課 シティ・プロモーション課
	食料品・生活必需品の備蓄の推奨	○	○	○	○	健康づくり課
予防・まん延防止	市民、事業所、学校、福祉施設等に対する手洗い・咳エチケットなど感染予防策の啓発・勧奨	○	○	○	○	健康づくり課
	接触者に対する外出自粛要請	—	○	○	○	健康づくり課
	学校等の臨時休業等の基準の調整・改正	△	○	○	○	教育管理課
	学校等の臨時休業等の基準の適用	—	—	○	○	教育管理課
	学校等に対する臨時休業等の要請	—	—	△	○	対策本部

予 防 ・ ま ん 延 防 止	(発生地域単位)					
	社会福祉施設、通所施設等の設置者に対する 臨時休業等の要請	—	—	—	○	対策本部
	社会活動制限の検討	○	○	○	○	対策委員会
	集会主催者等に対する活動自粛の要請 (発生地域単位)	—	—	○	○	対策本部
	集会主催者等に対する活動自粛の要請	—	—	—	○	対策本部
	住民に対する外出自粛の要請(発生地域単 位)	—	—	○	○	対策本部
	住民に対する外出自粛の要請	—	—	—	○	対策本部
	事業所に対する有症状従業員の出勤停止・ 受診勧奨の要請(発生地域単位)	—	—	○	○	関係部局
	事業所に対する有症状従業員の出勤停止・ 受診勧奨の要請	—	—	—	○	関係部局
	事業者に対する職場における事業継続に不可 欠な重要業務への重点化(不要不急の業務の 縮小)の準備の要請	○	○	○	—	関係部局
	事業者に対する職場における事業継続に不可 欠な重要業務への重点化(不要不急の業務の 縮小)の要請	—	—	—	○	関係部局
	病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が 集まる施設等における感染対策強化の要請	—	—	—	○	健康づくり課 長寿はつらつ課
	公共交通機関等に対する利用者へのマスク着 用の励行の呼びかけ等の要請	—	—	—	○	まちづくり推進課
	高齢者等へのインフルエンザワクチン接種の 勧奨	○	○	○	○	健康づくり課
	公共施設での手洗い・うがいの励行勧奨 手指アルコール消毒の実施	○	○	○	○	健康づくり課
閉鎖可能な公共施設の閉鎖	—	—	○	○	関係部局	
医 療	医療体制の維持・確保、健康相談窓口の設置	△	△	○	○	健康づくり課 長寿はつらつ課 障害福祉課
	患者の搬送	—	—	○	○	消防本部

市民生活及び市民経済の安定の確保	在宅障害者や高齢者等への支援等の準備・実施	－	○	○	○	障害福祉課 長寿はつらつ課
	遺体安置施設等の確保・設置準備・利用 (火葬能力を超えた場合の備え)	△	－	○	○	対策本部
	死亡者に対する円滑な埋火葬対策	－	－	－	△	対策本部
	ごみ処理機能の保全準備	－	－	－	○	資源リサイクル課
	対策用品の確保	○	○	○	○	健康づくり課
	社会機能維持事業者に対する事業継続に向けた取組の要請	－	○	○	－	関係部局
	社会機能維持事業者に対する事業継続の要請	－	－	－	○	関係部局
	混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪の 予防・取締り要請	－	△	△	△	地域づくり支援課

※ ○：原則適用する △：必要に応じて適用する ×：中止・終了する －：原則適用しない（又は非該当）

※ 対策本部事務局（健康づくり課・危機管理室）にあつては、上記各関係部局との連絡調整や必要な協力等を行う。

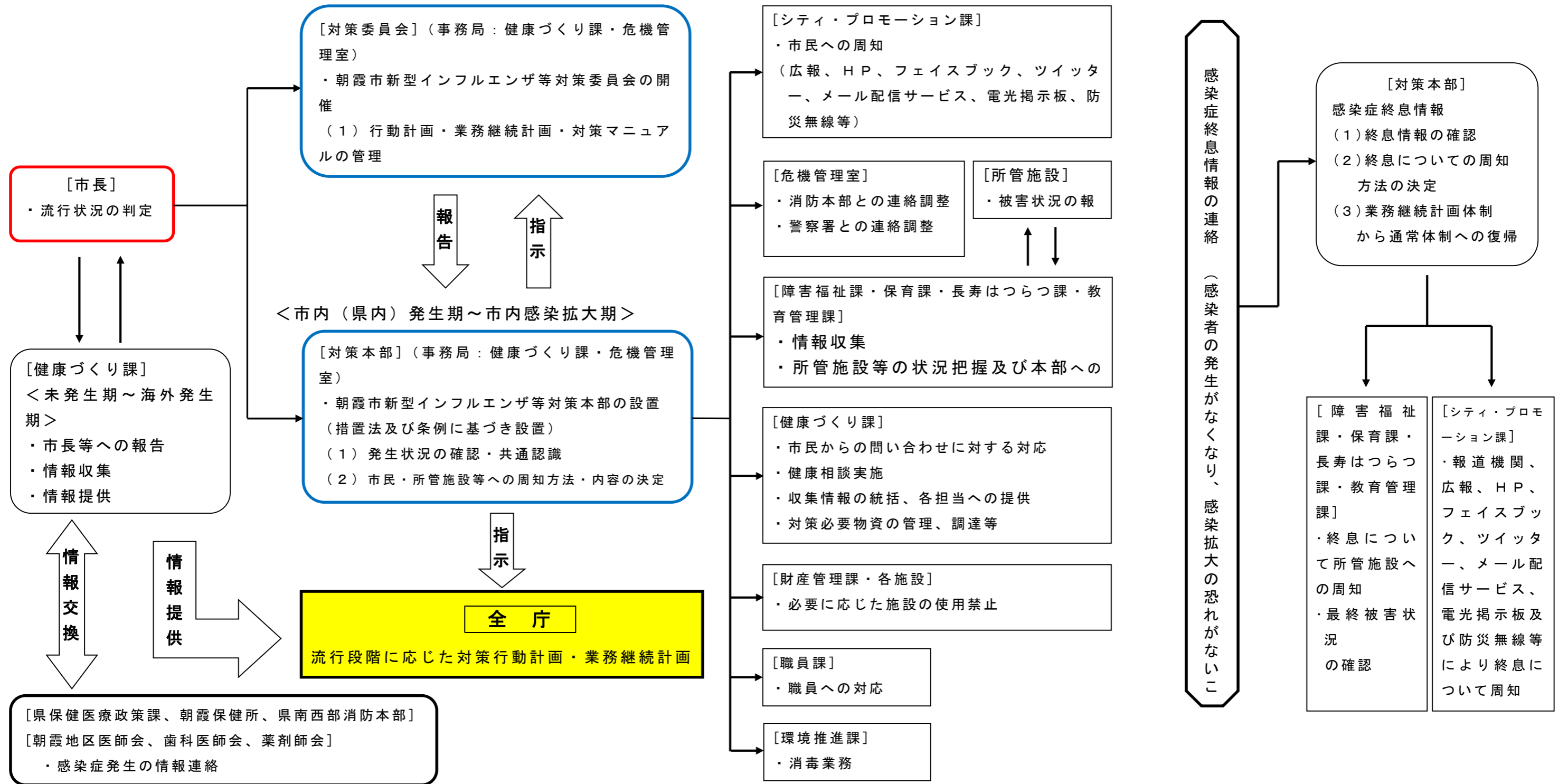
### 3 小康期における対策項目一覧

具体的対策		適用の目安	対応部署
情報収集・情報提供	未発生期から実施している各種サーベイランス	○	健康づくり課 保育課 教育管理課 長寿はつらつ課 障害福祉課
	埼玉県・近隣市町との患者発生動向の情報共有	○	健康づくり課
	第二波に備えた情報提供と注意喚起	△	健康づくり課
予防・まん延防止	これまでの対策の評価、計画等の見直し	○	健康づくり課
	社会機能維持事業者に対する被害状況等の確認の要請、第二波に備えた事業継続に必要な支援	○	関係部局
	学校等の臨時休業や集会の自粛等のまん延防止対策の中止の検討・周知	○	関係部局
	事業所で縮小・中止していた業務の再開の検討、周知	○	関係部局
市民生活及び市民経済の安定の確保	新たな発生や流行の再燃に備えた対策物資の確保	○	健康づくり課

※ ○：原則適用する。△：必要に応じて適用する。×：中止・終了する。－：原則適用しない（又は非該当）。

※ 対策本部事務局（健康づくり課・危機管理室）にあつては、上記各関係部局との連絡調整や必要な協力等を行う。

別紙 新型インフルエンザ等対策フローチャート  
 <海外発生期～小康期>



チェックリスト	●発生報告	□流行状況判定	□所管施設の状況確認	□報道機関との調整	□相談用電話回線の確保	□予防法の周知	□感染症終息確認	□最終的な被害状況の確認
	□市長 □副市長 □教育長 □こども・健康部長	□重症度区分の判断	□本部への報告 □情報提供	●市民への周知 □広報・HP等 □防災無線	□物資の調達 □施設の使用禁止	□感染者・濃厚接触者の確認	□報道機関との調整	□所管施設等への終息周知 ●市民への終息周知 □広報・HP等 □防災無線

# 参 考 资 料

## 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、準備しておく。

### 1 実施体制

国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内会議を開催し、対応方針について協議し、決定する。

### 2 情報収集

- (1) 鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。
- (2) 家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国・県等から情報を収集する。

### 3 情報提供・共有

- (1) 鳥インフルエンザに関する国内外の発生状況について、市民に情報提供を行う。
- (2) 市内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。
  - ・ 国又は県から海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染を認めたとの情報提供があった場合には、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、市民に積極的な情報提供を行う。

### 4 予防・まん延防止

- (1) 国が、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合行う、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を受け、市も情報提供及び注意喚起を行う。
- (2) 県が実施する疫学調査、感染防止策及び家きん等への防疫対策に対し、

必要に応じて協力する。

- ・ 県が実施する疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬、感染防止の徹底等）等について必要に応じて協力する。

## 5 医療

医療機関に対し県が実施する以下の措置に対し、必要に応じて協力する。

- ・ 感染が疑われる患者に対する適切な治療、入院その他の必要な措置
- ・ 患者の検体検査
- ・ 新たな亜型の鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知すること
- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知すること



## 【新型インフルエンザ等の基礎知識】

### 1 新型インフルエンザ等の概要

#### □ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

#### ・ 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。新型インフルエンザウイルスとは、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的に人に感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることができるようになり、さらに人から人へと効率よく感染するようになったものである。このウイルスが人に感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

#### ・ 新型インフルエンザ(A/H1N1)／インフルエンザ(H1N1)2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的な大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

#### □ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、家族内での感染が過去数例報告されている。

## □ 季節性インフルエンザ

季節性インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、風邪よりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。我が国では例年12月～3月が流行シーズンである。

## □ 新感染症

新感染症については、感染症法第6条第9項に規定される未知の感染症であり、感染力の強さ、感染経路は病原体ごとに異なると考えられる。新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある、特措法の対象になる。対策については、新型インフルエンザ対策の枠組みを参考にしながら行うと考えられる。

## 2 新型インフルエンザと季節性インフルエンザの違い

新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、季節性インフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人がり患することが想定されている。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も季節性インフルエンザよりも高くなる可能性がある。新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの違いについて、現段階で想定される違いを表1に示す。

表1 新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの違い

項目	新型インフルエンザ	季節性インフルエンザ
発病	急激	急激
症状（典型例）	未確定（発生後に確定）	38℃以上の発熱 咳、くしゃみ等の呼吸器症状 頭痛、関節痛、全身倦怠感等
潜伏期間	未確定（発生後に確定）	2～5日
人への感染性	強い	あり（風邪より強い）
発生状況	大流行性／パンデミック	流行性
致命率※	未確定（発生後に確定）	0.1%以下

※致命率＝一定期間における当該疾病による死亡者数／一定期間における当該疾病のり患者数×100

### 3 新型インフルエンザ等の感染経路

#### □ 新型インフルエンザの感染経路

季節性インフルエンザの場合、主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザについては、必ずしも、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。基本的にはこの二つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられる。

また、ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

#### □ 飛沫感染と接触感染について

##### ア 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

##### イ 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

#### □ 新感染症の感染経路

新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、主に3つの感染経路が考えられ、新型インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染があるが、他に空気感染も考えられる。

##### （参考）空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

## 4 新型インフルエンザ等予防の基本

### □ 一般的な予防策

新型インフルエンザの感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものも多い。有効と考えられる感染防止策としては、以下が挙げられる。

対策	概要
咳エチケット	<p>風邪などで咳やくしゃみがでる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。</li> <li>咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。</li> <li>咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。</li> </ul>
マスク着用	<p>患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則、使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。</li> <li>新型インフルエンザ発生時に使用する家庭用マスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。</li> <li>不織布製マスクには、製品の呼称として家庭用と医療用（サージカルマスク）に分類されるが、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用においては、家庭用と医療用はほぼ同様の効果があると考えられる。</li> <li>N95マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者等に対して勧められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。</li> </ul>
手洗い	<p>外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。</li> <li>手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤</li> </ul>

	(アルコールが60~80%程度含まれている消毒薬)は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。
うがい	うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。
対人距離の保持	<p>感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。(通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1~2メートル以内に落下する。つまり、2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。)</p> <p>患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じる必要がある。</p> <p>(方法) 感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。</p>
清掃・消毒	<p>感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。</li> <li>• 発症者の周辺や触れた場所、壁、床などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹸又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。</li> <li>• 消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。</li> </ul> <p>(次亜塩素酸ナトリウム) 次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02~0.1w/v% (200~1,000ppm)の溶液、例えば、塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。</p> <p>(イソプロパノール又は消毒用エタノール) 70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。</p>
その他	人混みや繁華街への外出自粛、空調管理(加湿器などの使用)、十分な休養、バランスの良い食事などが考えられる。

□ 医療関係者等の特殊な業務を行う者の個人防護具について

新型インフルエンザの感染防止策として、医療関係者等が使用する個人防護具は、手術用のラテックス製手袋、ゴーグル等がある。これらはいずれも、直接患者に接触する、又は患者の体液に触れるなど、主に医療現場で使用されるものであり、通常、家庭や一般の職場での使用は考えにくい。

□ 新型インフルエンザワクチン

新型インフルエンザの発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチンとして、プレパンデミックワクチン※1とパンデミックワクチン※2がある。

※1 新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

※2 新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

## 【用語解説】

※五十音順

### \* 1 緊急事態宣言 (P9)

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

### \* 2 抗インフルエンザウイルス薬 (P5)

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### \* 3 個人防護具

エアロゾル、飛沫などの暴露及び偶発的な接種のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

### \* 4 サーベイランス (P12)

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

### \* 5 新型インフルエンザ (P1)

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

### \* 6 新感染症 (P2)

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## \* 7 新型インフルエンザ等専用外来 (P17)

政府行動計画では「帰国者・接触者外来」といい、埼玉県での呼称が「新型インフルエンザ等専用外来」。

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来である。

県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

## \* 8 相談窓口 (P13)

県や市町村が、県民（市町村民）からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、県民（市町村民）に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等（特に市町村）広範な内容にも対応する。

## \* 9 致命率 (P6)

流行期間中に、その疾病（ここでは新型インフルエンザ等）に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

## \* 10 鳥インフルエンザ (P3)

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策を採らずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

## \* 11 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

## \* 12 パンデミック (P1)

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。



**\* 13 パンデミックワクチン (P14)**

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

**\* 14 病原性 (P2)**

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

**\* 15 プレパンデミックワクチン (P14)**

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。

**\* 16 罹患率** \*政府行動計画では「発病率」 (P6)

流行期間中にその疾病に罹患した者の人口当たりの発生割合。発病率と同義。新型インフルエンザの場合は、全ての人々が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画 策定の経過

年 月 日	検 討 内 容
平成24年5月11日	新型インフルエンザ等対策特別措置法公布
平成25年3月29日	朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例制定
平成25年4月13日	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
平成25年6月7日	新型インフルエンザ等対策政府行動計画作成
平成26年1月	埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画作成
平成26年4月1日	朝霞市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱（改正）
平成26年5月1日	朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱（改正）
平成26年7月17日	平成26年度第1回朝霞市新型インフルエンザ等対策 委員会開催
平成26年10月9日	平成26年度第2回朝霞市新型インフルエンザ等対策 委員会開催
平成26年10月10日～ 10月24日	庁内パブリックコメント及び保健所、医師会、歯科 医師会、薬剤師会、商工会等関係団体に意見聴取
平成26年11月10日	朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画策定
平成29年9月12日	新型インフルエンザ等対策政府行動計画（一部変更）
平成30年4月1日	朝霞市行政組織機構改革 朝霞市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱（最終 改正） 朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱（最 終改正）
平成30年11月20日	平成30年度第1回朝霞市新型インフルエンザ等対策 委員会開催
平成30年12月14日	朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定）

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、朝霞市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

## ○朝霞市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年朝霞市条例第35号)の規定に基づき設置する朝霞市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定め、新型インフルエンザ等の市内での感染の拡大を可能な限り防止し、市民の健康被害を最小限にとどめることを目的とする。

### (組織)

第2条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、対策本部の事務を総括するほか、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副市長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。

4 本部員は、市長公室長、部長、審議監、危機管理監、議会事務局長、監査委員事務局長、会計管理者及び朝霞消防署長とし、対策本部の事務に従事する。

### (会議)

第3条 対策本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

2 本部員が、会議に出席できないときは、職員を代理で出席させることができる。

3 本部長は、必要があるときは、市の関係職員を会議に出席させることができる。

### (所掌事務)

第4条 対策本部は、新型インフルエンザ等の対策に関する市の施策に係る重要事項を決定し、必要な対策を推進する。

### (対策委員会)

第5条 対策本部の事務を補助し、市の新型インフルエンザ等対策を円滑に推進するため、対策本部の下に朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設置する。

2 対策委員会の組織、所掌事務その他必要な事項は、別に定める。

### (庶務)

第6条 対策本部に関する庶務は、こども・健康部健康づくり課及び危機管理室において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## ○朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年朝霞市条例第35号)の規定に基づき設置される朝霞市新型インフルエンザ等対策本部の下に朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会(以下「委員会」という。)を設置し、新型インフルエンザ等の市内での感染の拡大を可能な限り防止し、市民生活の安心と安全を図るよう総合的な対策を推進していくことを目的とする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び別表に掲げる委員をもって組織する。ただし、別表に掲げる職位の職員が在籍しない部、局又は室があるときは、それぞれ別表に掲げる職位に最も近い職位の職員を委員とする。

2 委員長は、こども・健康部健康づくり課長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、危機管理室長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員及び識見を有する者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

4 委員会は、会議、活動の経過等を必要に応じて市長に報告するものとする。

### (所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事務を所掌し、市長の指示のもとこれを遂行する。

(1) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達に関すること。

(2) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する行動計画等の策定に関すること。

(3) その他新型インフルエンザ等対策に関する必要な事項

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、こども・健康部健康づくり課及び危機管理室において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年1月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会委員

職務	職名
委員長	こども・健康部 健康づくり課長
副委員長	危機管理室長
委員	市長公室 課長級職員
	総務部 課長級職員
	市民環境部 課長級職員
	福祉部 課長級職員
	都市建設部 課長級職員
	上下水道部 課長級職員
	議会事務局 課長級職員
	学校教育部 課長級職員
	生涯学習部 課長級職員
	検査室 課長級職員
	出納室 課長級職員
	選挙管理委員会事務局 課長級職員
	監査委員事務局 課長級職員

○新型インフルエンザ等対策特別措置法

(平成二十四年五月十一日)

(法律第三十一号)

(目的)

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。
- 二 新型インフルエンザ等対策 第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。
- 四 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
  - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和三十二年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関
  - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法(昭和三十二年法律第七十号)第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
  - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関  
五 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第四十三条及び第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。

六 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。))又は医療機器(同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。))の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

七 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和三十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。))その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(事業者及び国民の責務)

第四条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエン



ザ等対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 第二十八条第一項第一号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

## 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

(政府行動計画の作成及び公表等)

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「政府行動計画」という。)を定めるものとする。

- 2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項

- イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集

- ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供

- ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進

- ニ 検疫、第二十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

- ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整

- ヘ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置

- 三 第二十八条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項

- 四 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する都道府県行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

- 五 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

- 六 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

- 七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

- 3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。

- 4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。
- 7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関(以下「地方公共団体の長等」という。)、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

(都道府県行動計画)

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を作成するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
  - 二 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項
    - イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
    - ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供
    - ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
    - ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置
    - ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
  - 三 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
  - 四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
  - 五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項
- 3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
- 7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機

関の長(当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。)、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

8 前条第五項の規定は、都道府県行動計画の作成について準用する。

9 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第十一条 前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(知識の普及等)

第十三条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエン

ザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関(第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。)又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長)又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

- 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。)及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第七条及び第八条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。

(医療等の実施の要請等)

第三十一条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者(以下「患者等」という。)に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者(以下「医療関係者」という。)に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に

対する医療を行うよう要請することができる。

- 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。
- 3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種(以下この条及び第六十二条第二項において「患者等に対する医療等」という。)を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。
- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第四十六条の規定による措置を除く。)を実施すべき区域

三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

- 2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。
- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)をし、及び国会に報告するものとする。
- 6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急

事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部の組織)

第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(市町村対策本部長の権限)

第三十六条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(住民に対する予防接種)

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。

4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条及び第二十七条の規定は、適用しない。



5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(医療等の確保)

第四十七条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者(薬事法第十二条第一項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。)、医薬品等製造業者(同法第十三条第一項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。)若しくは医薬品等販売業者(同法第二十四条第一項の医薬品の販売業又は同法第三十九条第一項の高度管理医療機器等(同項に規定する高度管理医療機器等をいう。))の販売業の許可を受けた者をいう。第五十四条第二項において同じ。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設等)

第四十八条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認めるときは、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(第四項において「医療施設」という。)であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

3 消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4 建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第八十五条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第七十七条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により新型インフル

エンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。

5 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第二項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。)に限り、同項の規定は、適用しない。

7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事(診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)に当該変更の内容を届け出なければならない。

(土地等の使用)

第四十九条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資(以下この条及び第七十二条第一項において「土地等」という。)を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第五十二条 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十号に規定する電気事業者をいう。)及びガス事業者(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

2 水道事業者(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第五項に規定する水道事業者をいう。)、水道用水供給事業者(同項に規定する水道用水供給事業者をいう。)及び工業用水道事業者(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。)である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(緊急物資の運送等)

第五十四条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資

並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材(第三項において「緊急物資」という。)の運送を要請することができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第五十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

(生活関連物資等の価格の安定等)

第五十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)、物価統制令(昭和二十一年勅令第一百十八号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。